

パートナーズ婚証明書発行基準規程

(目的)

第一条 この規程は、一般社団法人結婚トータルサポート協会（以下、協会）の理念に基づき、パートナーズ婚®の普及をもって、誰もが幸福のうちに平和に生きられる社会の実現をめざし、協会が認定するパートナーズ婚証明書及び証明カード（以下、証明書類）についての発行基準を定める。

(定義)

第二条 パートナーズ婚とは、「お互いがお互いを人生のパートナーとして認め合い、同じ人生をともに生きていきたいと願うお二人がひとつになること」と定義する。

(申請対象者の要件)

第三条 申請対象者は以下のいずれの要件をも満たしていることを要する。

- (1) 申請者双方が国の定める成人年齢に達していること。
- (2) 現在、同居をしているもの、又はこれから同居をしようとするもの。
ただし、協会が認める場合はこの限りではない。
- (3) 申請者双方に配偶者がいないこと及び申請者以外のものとパートナーズ婚の関係にないこと。
- (4) 近親者ではないこと。近親者とは民法の規定により婚姻できない者との間をいう。

(申請の要件)

第四条 「パートナーズ婚証明書類」の発行を申請しようとする双方は、本「パートナーズ婚証明書発行基準規程」のすべてについて理解及び承諾をした上で、「パートナーズ婚証明書発行申請書」に、必要事項を記入、署名、押印し、次に掲げる提出書類を添えて、発行申請しなければならない。

2 やむを得ない理由により、提出書類を用意できない場合は発行申請する際に、その理由を記した書面を添付することとする。その際、発行の認定は協会の判断による。

- (1) パートナーズ婚の誓い（原本）
- (2) 双方の独身証明書（原本）
- (3) 双方の住民票（原本）
- (4) 双方の顔写真もしくは顔写真データ
- (5) 顔写真が添付された双方の本人確認書類（コピー）
(例) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の中から1点
顔写真の添付された書類を用意できない場合は、各種健康保険証、各種年金手帳等の中から2点の提出で代替できるものとする。ただし、氏名・住所・生年月日の記載があり、申請時点で有効なものに限る。

(申請の方法)

第五条 協会宛、郵送による。ただし、顔写真データのみ、E-mailによる添付ファイルにて送ることができる。

(本人確認の方法)

第六条 第四条に掲げる提出書類の受領後、協会より申請者双方に電話にて本人確認をするものとする。

(認定)

第七条 前条により、パートナーズ婚と認定されたとき、申請者は、別途定める支払い方法に基づき証明書類発行にかかる料金を支払うものとする。

2 特別な事由なく、前項の認定より1ヶ月以内に支払いがない場合、申請は失効する。

(証明書類の発行)

第八条 第七条の入金確認後、相当な期間内に証明書類を発行し、受領が確認できる方法で申請書の住所へ送付するものとする。

(証明書類の再発行)

第九条 紛失や損傷などにより、証明書類の再発行を申請するときは、速やかに協会宛連絡し、協会から回付する再発行申請書の送付と、所定の再発行費用の納付により申請しなければならない。郵送料は別途、必要となる。

2 「パートナーズ婚証明カード」の再交付にあたっては、双方の顔写真もしくは顔写真データを各1枚提出しなければならない。

(証明書類の返却)

第十条 パートナーズ婚の解消(パートナー関係の解消)をするときは、「パートナーズ婚解消届」を協会宛郵送するとともに、「パートナーズ婚証明書」及び双方の「パートナーズ婚証明カード」を返却しなければならない。

(証明書類の改訂・変更)

第十一条 証明書類の内容及びかかる費用等は、必要が生じた場合、予告なく協会の判断で改訂・変更することができる。

(通名の使用)

第十二条 やむを得ない事情がある場合は、通名を使用することができる。申請する際に、事情を説明した文書を添付することとする。

(提出書類の保存)

第十三条 提出書類の保管期間は10年とする。ただし、申請書とパートナーズ婚の誓いについては、11年目からは電磁的記録で保管する。

2 協会が解散する場合は、事業を継続する団体等に委譲する。事業を継続できない場合は、廃棄処分し、電磁的記録は消去するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第十四条 申請書等の提出によって知り得た申請者の個人情報は、証明書の発行と発行に関する連絡のためにのみ使用する。

(禁止事項)

第十五条 証明書類の発行申請に関して一切の虚偽内容を含んではならない。

2 証明書類の本来の使用目的から逸脱し、誤った使い方をしてはならない。

3 前2項の事実が判明した場合は、協会は証明書類の発行を取り消すことができる。

(免責事項)

第十六条 証明書類を巡ってトラブルが起こった場合にあっては、協会は一切責任を負わない。

(規程の変更)

第十七条 この規程は、協会の議決によって変更することができる。またその他の証明書類発行に必要な事項は協会が別に定める。

附則

1 本規程は、平成29年11月22日より実施する。